

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第81号



12月は特殊詐欺に注意!

令和4年の特殊詐欺被害は過去最悪ペース

今年の上半期、北海道内で確認された特殊詐欺被害額は6億3700万円となり、令和3年(1年間)の被害金額5億9400万円を超え、その後も詐欺被害の報道は後を絶ちません。

中でも、架空請求詐欺(特に「名義貸し」の手法による被害金額が約7割を占め、そのうち半分以上は犯人の指示する所へ金銭を送らせる「送付型」です。「レターパックや宅配便で現金を送れ」という指示は「詐欺!」と覚えてください。

幕別町では、役場職員をかたり「還付金3万円があるので振込先の金融機関を教えてください」という還付金詐欺の予兆電話がありました。また、近隣市町村では、還付金詐欺で50万円の被害に遭ったなど複数の報道もありました。還付金詐欺は「ATMに行つて」と犯人から指示されるケースが多いので注意してください。

「特殊詐欺・振り込み詐欺未然防止」啓発活動を実施
10月14日(金)午前9時から、幕別町消費者被害防止ネットワークの構成メンバー22人が町内金融機関前で、「特殊詐欺に気を付けて」と啓発グッズを配りながら注意を呼び掛けました。



▲消費者教育推進大使のパオくんとかまゲラクくん

・トラブルに遭わないために被害を最小限にするために

詐欺は、電話やSNS、訪問によつて始まります。

還付金・未納料金・当選金・示金・サイト利用料金・当選金・示談金・会社の金など、『お金(カネ)』の話が出た場合は、詐欺を疑つてかかりましょう。

被害に遭つた方の7割が「自分は大丈夫」と思っていたという調査結果がありますので、過信は禁物です。

「身に覚えがない」「そんなはずはない」など疑問が生じたときは、指示された連絡先へ直接連絡せずに、家族や消費生活センター(☎55-5800)、警察相談電話(☎9110)に相談しましょう。



相談事例紹介

「アンケート調査」を断りたい

今月の相談

数日前、私宛てに知らない会社からアンケートに答えてほしいというハガキが届いた。住民基本台帳から15歳以上を無作為に選り、調査員がアンケート用紙を自宅に届け、後日回収するようだが、不審なので断りたい。

今回の調査実施機関のホームページを確認したところ、送付元の会社は実在する調査会社であり、国や自治体、企業から委託を受けて世論調査や市場調査を行っていることが分かりました。調査員が訪問するのは、郵送や電話で調査するより精度の高い結果が出るため、回答内容や氏名住所などが外部に漏れることは一切ありませんとの記載がありました。

アンケート調査への回答は任意のため、必ず答えなくてはならないわけではなく、納得できない場合は断ることも可能です。その場合は、調査会社に電話をかけて断るか、調査員が自宅を訪問した際に断るようにしましょう。

行政機関を装い、アンケート調査の電話がかかってくることもあります。国や地方公共団体の職員が、消費者に対し電話やメールで個人や世帯の情報調査することはありません。不審な電話には、個人情報伝えないようにしましょう。

不安に思つた場合やトラブルが生じた場合は、消費生活センターに相談してください。

全国共通の電話番号

消費者ホットライン「188(いやや)」

お近くの相談窓口が案内されます。

☎ 幕別町消費生活センター (☎55-5800)

| 地区 | 相談受付 | 場所 |
|----|-----------------------------------|----------------------|
| 幕別 | 火曜・木曜 | 幕別町役場 1階相談室 |
| 札内 | 月曜～金曜 | 札内コミュニティプラザ 消費生活センター |
| 忠類 | 第2・4水曜 | 忠類コミュニティセンター |
| | 午前9時～午後4時 (札内:第1・3・5水曜は午後7時まで) | |

ネットバンキング を悪用した 還付金詐欺に注意

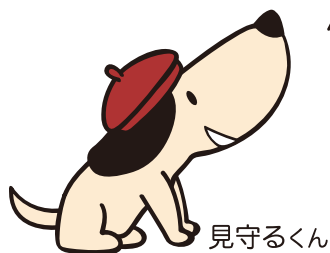


©Kurosaki Gen

市役所職員を名乗る男性から「健康保険料の払い戻しが約3万円ある」と電話があり、払い戻しをしてもらうことにした。その後、払い戻し先の口座がある金融機関を名乗った電話があり、暗証番号を聞かれた。教えたくなかったが「キャッシュカードや通帳がそちらにあるので大丈夫」と言われ、伝えてしまった。不安になり、その金融機関に確認すると、勝手にインターネットバンキングの申し込みがされていた。(60歳代 男性)

ひとこと助言

「お金が返ってくる」は詐欺!



見守るくん

- 還付金詐欺はこれまでATMで振り込ませる手口が主でしたが、ネットバンキングを悪用した還付金詐欺の相談が寄せられています。役所などの公的機関をかたり「保険料の還付がある」などと電話し、還付金を受け取るためと言って銀行口座の番号や暗証番号などを聞き出し、本人に成り済ましてインターネットバンキングの利用を申し込み、預金を他の口座に不正に送金する手口です。
- 公的機関や金融機関などが、口座番号や暗証番号などを聞き出すことはありません。絶対に教えず、すぐに電話を切ってください。
- お金が返ってくるという電話は、詐欺の可能性があります。すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(警察相談専用電話「#9110」、消費者ホットライン「188」)。